

西成公民館だより

発行：西成公民館 発行日：令和3年（2021）8月1日 第128号
〒491-0012 一宮市小赤見字郷浦53（西成出張所内） ☎0586-77-3512

西成公民館合同役員会報告 ～書面表決の結果～

6月10日の合同役員会（総会）は前号127号でお知らせした通り、新型コロナウイルス感染防止対策として、書面表決の形で実施させていただきました。全役員に総会提出資料を郵送し、6月18日までに表決用返信ハガキにて賛否を示していただくようお願いしました。

西成公民館の「全役員」とは、公民館協力部委員（市議会議員、地域づくり協議会・町会長協議会・民生児童委員協議会・児童育成協議会・老人クラブの各会長、南部中学校を除く連区内小中学校の校長先生並びにPTA会長）、公民館本部役員・推進委員、赤見校下協力委員、スポーツ推進委員のことで、役職兼務の方もあって、合計は129票になります。

表決の結果は「承認」126、「不承認」2、「白票」1でした。事業計画案は承認されました。

◇7月1日の本部役員・部長会議 ～ほぼ全事業の予定は中止に～

この結果を受け、7月1日、中止が決定している西成公民館夏祭りや4校下の町民運動会を除く、その他の事業について、コロナの感染動向・ワクチン接種の現状等を踏まえ、事業実施の可否を話し合いました。

感染防止のため、この会議も多人数が集まることを避け、本部役員・4事業部部長・副部長の21名だけの会議となりました。

書面表決で「承認」された事業の多くは、9月と10月に計画されており、会場は西成公民館会議室になっています。内容は、講座と制作実習が12回、生涯学習バス利用の社会見学が2回です。

東京オリンピックや学校の夏休み入りなど、人の移動が増加するため感染の拡大が心配されている

ことや、デルタ型など変異株感染者の増加が報道されていることから、不特定多数の人々が集まる行事を予定通り開始することは危険かつ困難であるとの意見が大勢を占めました。他に、国政選挙の影響（本公民館は期日前投票会場）も危惧されます。

念のため4事業部に分かれて確認しましたが、折角立案したのに残念だが、安全な事業運営は無理だという結論に達しました。最後は4事業部の結論を全員で確認しました。

以上により、来年2月予定の「西成文化展」も含めてすべての事業が中止と決まりました。

但し、スポーツ推進委員が中心となる11月の女子バレーボール大会と、来年2月のビーチボール大会は、現状では予定のままとなりました。

手洗い、マスクの着用、三密の

回避を心がけましょう！



◇公民館指導者研修会

7月3日（土）市役所14階会議室で、本年度第1回公民館指導者研修会がおこなわれました。

各連区3名以内でとの要請から、西成からは熊澤館長、原喜志男副館長（瀬部校下）、今井敏和副館長（西成校下）の3名が参加しました。

第一部では、第32回全国公民館セミナーの発表をYouTubeのオンデマンド配信で視聴、次に副会長から、令和3年度愛知県公民館連合会総会・講演会への参加報告がありました。

第二部は、木曾川公民館のICTを利用した持続可能な公民館活動、三条公民館のコロナで挫折した「みんなの運動会」についての報告でした。

オンデマンド配信は、下記のURL（リンク先）からいつでもご覧いただけます。

www.kominkan.or.jp/02info01.html#semi32th



オンデマンド配信を視聴中

◇西成公民館について◇

「公民館」というと地元の集会場＝公民館と思う人が多いことと思いますが、西成公民館は社会教育法の定めで、市町村が設置する公民館です。

パンフレット版「一宮市の公民館」には次のように書かれています。

○ 公民館は地域に根ざした文化活動、学習活動の場であり、地域住民の生涯学習や交流とふれあいの場として多くの市民に利用されています。いつでも・だれでも・気軽に利用できるように市内各地に地区公民館が設けられ、地域の生涯学習の拠点施設となっています。

○ 地区公民館では、市教育委員会より委嘱される連区公民館長のもと地域のボランティアの方が役員となり、公民館執行部、公民館推進委員、公民館協力部を組織し、それぞれの地区で事業を展開しています。

公民館は戦後にできた制度であり、昭和24年の社会教育法施行により、生活文化の向上や地域住民の交流の場として設立されました。当初は有力者や篤志家の寄付で作られたものもあったようですが、時代の進展とともに変貌を遂げ、今日の公民館へと整備され発展してきました。

西成連区の前身である丹羽郡「西成村」は明治39年に誕生しましたが、昭和15年に一宮市に編入されました。

当時の西成村「役場」は小赤見中島地739にあったとされていますが、今の西成出張所の所在地は小赤見郷浦53です。

昭和初期の地図には郷浦の東隣りに中島地が描かれていますが、現在は存在しません。このことから、西成出張所はかつての西成村役場とほぼ同じ位置にあると考えられ、戦後になってここへ西成公民館が附設されたものと思われます。

西成公民館の「定期利用グループ」一覧表、利用規定、推進委員会規約は「ホームページにしなり」の「西成公民館」の窓に掲載してあります。ホームページの検索は138nr.comで簡単にできます。

西成公民館が期日前投票所に

これまで一宮市東部には期日前投票をできる場所がありませんでしたが、今年の選挙から「西成公民館」二階に投票所が設けられることになりました。ご利用ください。